法改正概要等　資料

令和３年度改正分
障害福祉サービス等制度改正等説明資料
（指定基準等）
（地域生活支援拠点）

【相談支援事業所】

2021年（R3）3月
高知市健康福祉部 障がい福祉課

もくじ

（指定基準関係）

１　サービスの運営基準等の見直しについて
２　サービスの人員基準の見直しについて
３　その他伝達事項

（地域生活支援拠点）

４　高知市地域生活支援拠点

１　サービスの運営基準等の見直しについて

サービス共通

（１）虐待防止対策の強化について

（２）感染症対策の強化について

（３）業務継続に向けた取組の強化について

（４）地域と連携した非常災害対策の強化について（施設・通所・居住系）

（５）ハラスメント対策の強化について

（６）重要事項の備え置きを可能とする取扱いについて

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和４年度より義務化（令和3年度は努力義務）

［現　　行］
① 従業者への研修実施（**努力義務**）
② 虐待の防止等のための責任者の設置（**努力義務**）

［見直し後］
① 従業者への研修実施（**義務化**）
② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（**義務化（新規）**）
③ 虐待の防止等のための責任者の設置（**義務化**）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※　小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。
【例】
①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

感染症や災害への対応力強化

○　感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する。

1　感染症対策の強化（全サービス）（義務化）

○　全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務づける。

※ ３年の経過措置期間を設ける

2　業務継続に向けた取組の強化（全サービス）（義務化）

○　感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

※ ３年の経過措置期間を設ける

3　地域と連携した災害対応の強化（施設系、通所系、居住系サービス）（努力義務）

○　災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる障害福祉サービス等事業者（施設系、通所系、居住系）において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

厚生労働省HP等（参考）

○ 障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン、
　業務継続計画（ひな形）
○障害福祉サービス施設・事業所職員のため感染対策マニュアル
【掲載場所】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

○ 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン
○ 自然災害発生時における業務継続計画（ひな形）
【掲載場所】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

★厚労省において、業務継続計画（ＢＣＰ）の作成や見直しに関する研修動画が公開されました。
以下のサイトよりアクセスし、必要に応じてご活用ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html

【ハラスメント対策の強化について】

適切なハラスメント対策への対応を強化する観点から，職場において行われる性的な言動，又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより，従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

【重要事項の備え置きを可能とする取扱いについて】

利用者の利便性の向上等の観点から,運営規程等の重要事項について,事業所での掲示だけでなく,事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とするものとする。

障害福祉サービス等ICT化（業務の効率化）

　個別支援計画の作成に係る会議，相談支援のサービス担当者会議，感染症・虐待防止などの各委員会等について，感染防止や多職種連携の促進の観点から，テレビ電話装置その他の情報通信機器（テレビ電話装置等）を活用して行うことができることとする。

障害福祉現場の業務効率化のためのＩＣＴ活用

○　運営基準や報酬算定上必要となる委員会等や、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた対応を可能とする。

	事項	対象サービス	内容
委員会・会議等	感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会	全サービス共通	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	身体拘束等の適正化のための対策検討委員会	訪問系サービス、通所系サービス、入所系サービス	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	虐待防止のための対策検討委員会	全サービス共通	虐待の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	個別支援計画作成等に係る担当者等会議	通所系サービス、入所系サービス	利用者に対するサービス提供に当たる担当者等で行われる個別支援計画等の作成に係る会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	サービス担当者会議 事例検討会等	計画相談支援、障害児相談支援	サービス等利用計画の作成のために福祉サービスの担当者で行われる会議や基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	特定事業所加算	訪問系サービス	利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における技術指導を目的とした会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	リハビリテーション加算	生活介護	リハビリテーション実施計画の作成や支援終了時に医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者で行われるリハビリテーションカンファレンスについて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	日中活動支援加算 （新設）	短期入所	日中活動実施計画を作成するに当たって、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同する場面について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	経口移行加算	施設入所支援	経口移行計画を作成するに当たって、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同する場面について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	経口維持加算	施設入所支援	経口維持計画を作成するに当たって、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	支援計画会議実施加算 (新設)	就労移行支援	就労移行支援計画等の作成等に当たって、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等障害者の就労支援に従事する者により構成される会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	定着支援連携促進加算 (新設)	就労定着支援	地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等との連携を図るため、関係機関等を交えた会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	居住支援連携体制加算 (新設)	自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援	精神障害者等の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、居住支援協議会や居住支援法人との情報連携・共有を図る場について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	関係機関連携加算	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
相談等	雇用に伴う日常生活上の相談等	就労定着支援	利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する利用者に対する相談、指導等の支援について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

その他相談支援の変更点（抜粋）

○国基準省令第２条８（新設）

　指定特定相談支援事業者は，指定計画相談支援の提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに，福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めなければならない。

○国基準省令第４条の２（新設）

　<u>従たる事業所を設置する場合における特例</u>

　指定特定相談支援事業者は，指定特定相談支援事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所を設置することができる。

　※主たる事業所及び従たる事業所のうち，それぞれ１人以上は専ら職務に従事する相談支援専門員であること。

身体拘束等の禁止（参考）

身体拘束等の適正化のため，次の措置を講じること。

【義務化】（①は既設義務。※①は訪問系サービスについては新設であるが，令和３年度から義務化。
②～③は令和３年度は経過措置。令和４年度から義務化）

①やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録
②身体拘束等の適正化委員会の開催及び従業者への周知徹底
③指針の整備
④従業者への研修実施

身体拘束等の適正化の推進

○　身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

○　訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和３年４月から努力義務化し、令和４年４月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和３年４月から義務化する。

①　身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

②　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

③　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

④　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※　虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算５単位／日）

ただし、②から④については、令和５年４月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和５年４月からの適用とする。

２　サービスの人員基準の見直しについて

「常勤」について

（１）「常勤」の計算について

職員が，育児・介護休業法による育児や介護の短時間勤務制度等を利用する場合

→週30時間以上の勤務＝「常勤」として扱うことが可能

（２）「常勤換算方法」の計算について

職員が，育児・介護休業法による育児や介護の短時間勤務制度等を利用する場合

→週30時間以上の勤務＝「常勤換算1.0」として扱うことが可能

「常勤」について

（３）「常勤」の配置について

人員基準・報酬算定で「常勤」配置が求められる職員が，産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合

→同等の資質を有する複数の非常勤職員の常勤換算

＝「人員基準を満たす」としてもよい

（４）常勤職員の割合を要件とする加算について

上記（３）の場合，福祉専門職員配置等加算等についても，休業等を取得した当該職員を常勤職員の割合に含めることが可能

3　その他伝達事項

新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価

新型コロナウイルス感染症に対応するために，かかり増しの経費が必要となること等を踏まえ，報酬に対する特例的な評価を行う。

令和３年９月末までの間・・・通常の基本報酬の合計単位数×0.1%

※令和３年10月以降は，基本，措置の延長はしない

※原則，令和３年９月サービス提供分までの措置とする

各種加算に関する事項①

○加算の算定条件等に変更があった場合

１．①加算の算定条件を満たした場合：
その届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から，新たな報酬単価を適用
16日以降になされた場合には翌々月から，新たな報酬単価を適用
（食事提供加算については，利用者の負担軽減のため，届出日から算定可）
②加算の条件を満たさなくなった場合：
満たさなくなった日から，加算を算定しないこととする
（特定事業所加算については翌月初日から）

２．定員，加算の算定条件等に変化があった場合には，直ちに届け出ることとする。
定員が変更になる場合は運営規程等の変更届だけでなく，報酬に変化がある場合もあります。必ず確認をしてください。

各種加算に関する事項②

○算定要件に誤りがないか資料を作成して毎月見直しをすること（要件確認）

- 勤務表に記載する，独自の書類を作成するなど作成方法は問いませんが，毎月資料作成をして形に残してください。事業所として，要件の把握は必要な事項であるので（主に管理者）都度確認・記録をしてください。また，勤務時間や出勤日数の関係から月又は日によって算定できていない可能性もありますので注意してください。

・また，月途中であっても，資格保有者・常勤職員の入退職等の職員の変動により加算（減算含む）の有無が変わることが考えられます。各状況によってその都度確認・記録をし，算定誤りがないようにしてください。

○算定の根拠資料として，必要な書類を作成し保存すること（支援記録等）

各種加算に関する事項③

【令和３年度特例（予定）】

○福祉・介護職員等処遇改善加算（特定処遇含む）の届け出

・令和３年４月又は５月から取得しようとする場合　→　**令和３年４月１５日（木）まで**に提出
（遡及して算定可）

○各種加算等の届け出（今回改正分），年度当初提出書類

・今回の報酬改定による影響により　→　**令和３年４月23日（金）まで**に提出
（４月１日に遡及して算定可）

業務管理体制届

平成24年4月1日から，障害福祉サービス事業者等は，法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。下記の①～④区分ごとに，新規指定，記載内容の変更，廃止の際に提出が必要です。

（提出の例）

新規，廃止，代表者の氏名又は住所変更，法人（事業所）名称変更，法人（事業所）住所変更，法人連絡先変更，事業所数の増減，法令順守責任者変更，指定権者が複数（又は単数）に変わったとき　など

（区　分）

① 障害福祉サービス・障害者施設入所　② 一般相談・特定相談

③ 障害児通所　④ 障害児相談

情報公表制度（ＷＡＭネット）

利用者や家族がインターネットで事業所情報を閲覧できる仕組みとするために，平成30年度より運用開始。

情報公表に係る報告に協力しない場合等は，法の規定により命令や行政処分の対象になりますので，ご協力をお願いいたします。

○各サービスごと新規指定・変更・廃止などの登録・申請・公表

○当該情報公表制度では，**毎年度（７月末までに）**更新の有無に関わらず，システム上において届出等の処理をする必要があります。

※医療・介護・障害・子育て・地域資源の施設，相談窓口等の生活支援情報をまとめて簡単に検索できる「高知くらしつながるネット（愛称Licoネット）」のご協力も，お願いいたします。

災害時情報共有システム

災害発生時における事業所の被害状況等を国・自治体が迅速に把握・共有し，被災した事業所への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげることを目的として，令和３年度より運用開始予定。

○令和３年２月19日付ＦＡＸにて**「災害時情報共有システム」回答票**を各法人・事業所へ依頼（３月３日締め切り）。

○まだ提出ができていない事業所につきましては，障がい福祉課へのご提出をお願いします（障がい福祉課ＨＰに掲載あり）。

4　地域生活支援拠点

高知市の相談支援体制

基幹相談支援センター設置

障害者相談支援事業
４地域に障害者相談センター（委託）
○地域の総合相談窓口

指定相談支援事業所
R2.10現在37事業所
○サービス利用者の計画作成業務

【開設】基幹相談支援センター
（平成31年度障がい福祉課直営）

○重点①　地域の相談支援体制の強化
（人材育成・困難ケース支援）
○重点②　地域ネットワークの構築
○重点③　自立支援協議会・各検討会の事務局
○権利擁護/虐待防止センター
○地域移行・地域定着
○その他

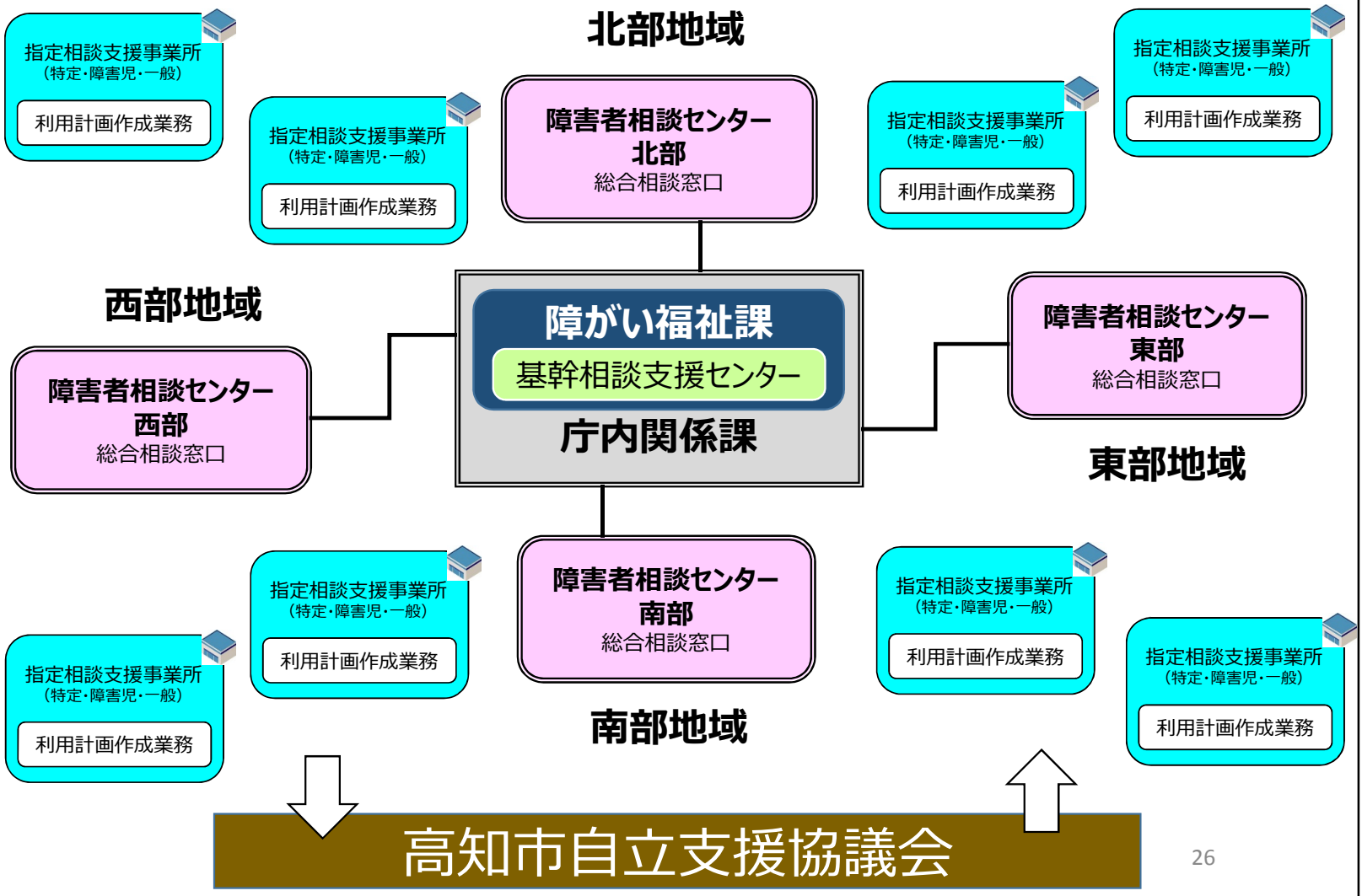

相談支援体制を中心とした高知市地域生活支援拠点イメージ（面的整備型）

①相談

・障害者相談センター/指定相談支援事業所/基幹相談支援センターの重層的な相談支援体制が整備

今後の方向性

・相談支援体制のさらなる充実
・個別ケース対応の積み重ねと地域課題把握
・相談支援検討会/自立支援協議会での協議

個別ケースの蓄積

基幹相談支援センター

基幹相談支援センターを中心とした相談体制により、専門性が向上し、地域の体制づくりが整備されていく！

連携の強化

⑤体制づくり

・自立支援協議会や各検討会でのネットワークづくりに取り組んでいる
・基幹相談支援センターの3か年重点項目のひとつ

今後の方向性

・基幹相談支援センター地域ネットワーク構築
・地域生活支援拠点の継続協議

連携の強化

④専門性

・相談支援従事者やサービス管理責任者研修は県所管
・障害別/階層別/事例検討等の研修機会は限られる

今後の方向性

・県の研修だけでなく、市レベルでの専門性向上のための研修等を実施検討する

波及

②緊急時

・短期入所の市内事業所数や定員は頭打ち
・短期入所は広域で受け入れ先を探している

今後の方向性

・短期入所の充実（併設型の促進・受入の促進）
・ＧＨ/医療機関における空床利用型短期入所の整備
・社会福祉施設等施設整備補助金の活用

波及

③体験

・日中サービス支援型ＧＨ２か所指定
・放課後等デイや就労継続支援Ｂ型は事業所が充足しつつある
・医療的ケア/強度行動障害へのサービス不足

今後の方向性

・ニーズに応じたサービスの基盤整備
・社会福祉施設等施設整備補助金の活用

専門性の拡大に伴い、サービス提供事業者への波及により、体験の機会・場が増え、緊急時への対応もできる体制が整っていく！

令和3年度からの取扱

①高知市地域生活支援拠点の趣旨からも、相談支援事業所の資質向上や機能強化、困難ケースへの対応が求められている。

【取扱】

機能強化を図り、基幹相談支援センター・障害者相談センターとの連携を充実する

自立支援協議会等、地域の体制整備の検討等へ参画する

主任相談支援専門員の配置を検討する　等

➡ 地域における中核的な相談支援事業所として高知市地域生活支援拠点として指定

②高知市の委託事業「障害福祉サービスの支給決定に係る調査業務」は、市の業務であることから、「兼務」として取り扱ってきた。

【変更】

➡ 本委託事業は「兼務扱いとしない」こととし、相談のみに従事している相談支援専門員は「常勤かつ専従」とする。

よって、機能強化型サービス費や主任相談支援専門員配置加算の算定要件となる「常勤かつ専従」を満たす。

平成27年度から実施してきた本委託事業は、令和４年度に向けて委託単価を見直す。